
プロジェクト	金利指標改革に起因する会計上の論点
項目	第 150 回金融商品専門委員会及び第 423 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 150 回金融商品専門委員会（2019 年 12 月 25 日開催）及び第 423 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 26 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革への対応の基本的な考え方

（第 150 回金融商品専門委員会）

2. 金利指標改革への対応の基本的な考え方は、結論の背景ではなく、会計基準の本文で明示した方が良いのではないかと。

（第 423 回企業会計基準委員会）

3. 特例的な取扱いの対象にすべきものが対象から外れてしまうなど、意図していない解釈がされないように、引続き文言の検討が必要である。
4. 金利指標改革への対応の基本的な考え方における「経済効果に影響を与えないことを意図している」という記載について、例えば、前決めの金利から後決めの金利に置き換えられた場合は、経済効果は変わっているという認識であり、ほとんどの取引が特例的な取扱いの範囲に含まれなくなる懸念がある。「経済価値がほぼ同等」など、経済価値に着目した記載にしてはどうか。また、「意図」という記載について、主語が不明確であり、不要な表現ではないかと。

個別論点の検討の方向性

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

（第 150 回金融商品専門委員会）

5. 金利指標改革の一環として、ユーロ円 TIBOR が日本円 TIBOR に一本化されるという動きがあり、その影響も考慮する必要があるのではないかと。
6. 当初の取引に対するヘッジ会計の経営者の意図に重点を置く程度によって特例的

な取扱いの方向性は変わってくると考えるため、経営者の意図を考慮しなければ上手く整理できないのではないか。また、特例的な取扱いの適用範囲の記載について、「関連のある」という表現では範囲が広いと考えられるため、「起因する」等もう少し範囲を限定する表現にした方が良いのではないか。特例的な取扱いの適用範囲を絞ることで、特例的な取扱いをより柔軟に検討することができる。逆に、特例的な取扱いの適用範囲を広げると、取り得る特例的な取扱いが限定されるというように、特例的な取扱いの適用範囲と特例的な取扱いをどうするかはバランスの問題であると考ええる。

(第 423 回企業会計基準委員会)

7. 特例的な取扱いの対象が「金利指標改革により公表が停止される金利指標」を参照する金融商品であることを前提とすると、例えば、ヘッジ対象が TIBOR、ヘッジ手段が LIBOR を参照してヘッジ会計を適用している場合、ヘッジ手段における LIBOR の後継の金利指標への置換えに併せて、ヘッジ対象における TIBOR も置換えられるケースは特例的な取扱いの範囲から外れることとなるが、このようなケースを特例的な取扱いの範囲に含めるべきかどうか検討が必要と考える。
8. 文案では、特例的な取扱いの適用範囲に入るものを記載しているが、金利指標改革に関連のある契約条件の変更が行われるかどうかが決まっていない状況において、特例的な取扱いの範囲に入るのかが不明確であるため、特例的な取扱いの適用範囲に入らないものを記載した方がよいのではないか。
9. IASB と FASB では、「金利指標改革に関連のある変更」の考え方は微妙に異なるように思われる。したがって、FASB の公開草案における金利指標改革に関連のある変更の例示には、IASB が示している「契約条件の変更前後で経済効果が同等 (economically equivalent)」とは言えないものも含まれていることに留意する必要があると考える。
10. 特例的な取扱いの適用範囲の文案において、「契約の切替」についても、「契約条件の変更」と同様に、末尾に「のみ」と限定する記載が必要であると思われる。
11. 契約条件の変更時又は契約の切替時において、現金の受払いがあった場合の取扱いについても検討すべきと考える。
12. デリバティブの参照金利が LIBOR からリスク・フリー・レートに移行する際に、スプレッド調整部分を現在価値に引き直して、現金決済することも想定されている。

金利指標置換時の論点

(第 150 回金融商品専門委員会)

ヘッジ会計の「原則的処理方法」の取扱い

13. 当初のヘッジ文書におけるヘッジ取引日（開始日）の変更が具体的に何を指しているのかが分かりづらい。また、相当な数のヘッジ文書が存在する企業もあると考えられるが、ヘッジ文書の変更を要件とするのかどうか明確にすべきと考える。

金利指標置換後の論点

(第 150 回金融商品専門委員会)

ヘッジの有効性評価に関する論点

14. 金利指標置換後は、特例的な取扱いを定めずに、現行の会計基準に従って有効性評価をずとした場合、後継の金利指標の過去データの蓄積が十分でないために、有効性判定が実施できない懸念がある。また、市場において、TIBOR が使用されず、リスク・フリー・レートに一本化される流れを会計基準が作ってしまう懸念もあるため、慎重な議論が必要である。
15. 既存取引と新規取引を分けて議論することは合理的ではあるが、金融機関のマクロ・ヘッジを考えた場合、実務的には困難と思われる。

金利スワップの特例処理

16. 仮に、金利指標置換後も、通常の繰延ヘッジ処理の取扱いに関して、有効性評価において 80-125%から外れてもヘッジ会計を継続するという特例的な取扱いを設けた場合、80-125%を超えてもよいもの（当該特例的な取扱いの適用範囲に入るもの）と 80-125%を超えてはいけないもの（当該特例的な取扱いの適用範囲に入らないもの）の管理が特に包括ヘッジにおいて煩雑になる可能性がある。

一方、金利スワップの特例処理に関しては、適用要件を満たさなくても金利スワップの特例処理を継続するという特例的な取扱いを設けた場合においても、ヘッジ対象とヘッジ手段は1対1で管理されており、ヘッジ対象の入替えも想定されないため、特例的な取扱いの適用範囲に入るものを別途管理することが実務上可能ではないかと思われる。

17. 金利指標置換後における金利スワップの特例処理に関する特例的な取扱いについては、金利指標置換後に企業の努力によってヘッジ対象及びヘッジ手段の条件を合わせるかどうかで結論が変わるかもしれない。金利指標置換後に企業が努力して条件を合わせるができる（すなわち、金利スワップの特例処理の要件を満たすことができる）場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件の短期的なズレは今回の救済措置の趣旨に合うと考える。一方、金利指標置換後に企業が努力し

ても条件を合わせることができない(すなわち、金利スワップの特例処理の要件を満たすことができない)場合は議論が複雑になると考える。

18. 金利スワップの特例処理を適用している金融商品に対する事業会社の管理の実情を確認すべきである。また、金利スワップの特例処理の要件である「変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致」は、後継の金利指標の市場の動向によっては、ほとんど満たせなくなる可能性もあるため、少なくとも何等かの経過措置は必要となるのではないか。
19. 金利指標置換後は、金利スワップの特例処理の要件における「ほぼ一致」の範囲がより一層会計上の論点になると思われるが、事務局では「ほぼ一致」に関する具体的な規準についての考えはあるのか。
20. 現行の会計基準を変えない前提では、金利スワップの特例処理は、匿名組合等のビークルも含め適用している作成者が多いため、現在、金利スワップの特例処理が適用されている金融商品について救済しないということは難しいのではないか。
21. 当初の経営者の意図は100%のヘッジだったが、金利指標改革により100%のヘッジができなくなる場合、市場で後継の金利指標が利用可能になるまでは経過措置を認めることは仕方がないと考える。しかし、市場で後継の金利指標が利用可能となったにもかかわらずヘッジの有効性を100%に近づける企業行動を取らないということは、100%のヘッジという当初の経営者の意図が変わったということであるため、金利スワップの特例処理について金利指標置換後の特例的な取扱いを設けないとする事務局案は理解できる。

(第423回企業会計基準委員会)

ヘッジの有効性評価に関する論点

22. 事前テストにおいてヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の相関を確認する必要があるが、後継の金利指標について、金利指標置換後に過去の実績がとれないことが実務上の課題として出てくると考えられるため、実務上の対応について何等かの考え方を示して頂きたい。

金利スワップの特例処理

23. ヘッジ会計の有効性評価が要求される頻度は、現行の会計基準等では6か月ごととなっている中、金利指標置換時において、金利スワップの特例処理の要件及びヘッジ会計の適格性の判定を行い、その結果次第で原則通りの会計処理を要求することは実務的なハードルが高く、適用は難しいと考えられる。

24. ヘッジ対象とヘッジ手段で金利指標が一致していれば金利スワップの特例処理が適用される一方、金利指標置換前後で経済的に同等となる契約条件の変更に特例的な取扱いの適用対象を絞っているにもかかわらず、「ほぼ一致」の要件を満たさなければ原則的な会計処理が適用されることが有用な情報であると断言できるのかどうか疑問である。「ほぼ一致」の要件を満たさなくなる時点で財務諸表にインパクトが生じること、並びに実務上の煩雑さ及び利益操作やデリバティブの濫用に関する弊害もないであろうことを踏まえると、金利スワップの特例処理を救済する方が良いのではないか。
25. ヘッジ対象とヘッジ手段で異なる金利指標となった場合、当初は経済的に同等であったとしても、時間の経過とともにズレが生じる可能性はあるが、そのズレの影響は契約の満期時点において一時に出るものではない。金利物については残存期間が短くなるにつれて、含み損益が減少していくなどを考慮し、金利スワップの特例処理に関する特例的な取扱いを定めることについて、厳格に考える必要はないのではないか。
26. 金融商品実務指針第 346 項では、金利スワップの特例処理はヘッジ会計の例外ではなく、デリバティブの測定属性の例外であるとされていると理解している。有価証券の保有目的による測定属性については、企業の意味ではない事象に起因して測定属性の変更が要求されることはないと考えている。したがって、金利スワップの特例処理について、企業の意味ではない事象に基づき、原則に従い時価評価を要求することは厳格過ぎると思われる。

企業に適用の選択を認めるか否か

(第 150 回金融商品専門委員会)

27. 特例的な取扱いが企業にとって好ましいものであれば強制しなくても適用すると考えられるため、適用の選択を認めてもよいのではないか。

(第 423 回企業会計基準委員会)

28. 契約の切替時等に現金決済されるものも、本取扱いの適用の範囲とすることが想定されるのであれば、特例的な取扱いを強制とすることに懸念がある。企業に適用の選択を認める方向でも弊害はないのではないか。

開示

(第 150 回金融商品専門委員会)

29. 金利指標置換後において、仮に何等かの特例的な取扱いを認める場合、期間の長い

ヘッジ関係もあることを考慮すると、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価が乖離し、ヘッジの有効性が低下する可能性もあるため、実態がどのようになっているのかが財務諸表利用者の関心事項である。また、金利指標置換前についても、金利指標置換後と整合がとれた開示にして頂きたい。

その他

(第 150 回金融商品専門委員会)

30. 将来的には、ヘッジ対象とヘッジ手段における後継の金利指標の差のスプレッドに対して市場が形成され、ヘッジができるようになると考えている。この場合、企業は1つのヘッジ対象に対してヘッジ手段を追加することも想定されるため、当該会計処理について検討すべきではないか。
31. 後継の金利指標に関する市場の動きは現状では分からないため、詳細に企業行動を予測することは難しい。
32. 金融商品会計に関する Q&A の Q56 (外貨建取引に係るヘッジ) にあるような、外貨建貸付金を金利通貨スワップでヘッジし、一体処理(特例処理及び振当処理)を適用している場合において、仮に金利指標改革の影響により金利スワップの特例処理の継続が認められなくなったとき、振当処理も当然に継続出来なくなるのは不合理であり、何等かの整理が必要と考える。
33. 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針の第 50 項(為替予約等に対するヘッジ会計の適用)において、同一部門における同一の取引や同一種類の外貨建資産及び負債に対して、振当処理と原則的処理との併用は認められていない。仮に金利指標改革の影響により振当処理が継続出来なくなった場合において、企業の行動に起因したものでないにもかかわらず、同一部門の他の振当処理も継続出来なくなるといった状況になるのは不合理であり、何等かの整理が必要と考える。
34. 振当処理に対する特例的な取扱いを検討するにあたっては、金利指標改革による間接的な影響まで考慮してしまうと、適用の範囲が広くなり過ぎて不明確になる懸念がある。したがって、直接的に影響を受けるものだけに絞って検討すべきと考える。

(第 423 回企業会計基準委員会)

35. 振当処理を適用している金融商品について、途中で振当処理を適用できなくなった場合、経理処理は煩雑になるが、当該経理処理について何等かの考え方はあるのか。同一部門における同一の取引に関して、原則的な処理との併用が認められていないことにも留意が必要である。

審議事項(3)-4

36. 振当処理については、日本固有の論点であり、国際的な整合性を考慮する必要はないため、実務への影響に配慮した上で、引続き対応を検討頂きたい。仮に特例的な取扱いを定めなかった場合、混乱は計り知れないと考えており、丁寧な説明が必要になると考えている。
37. 後継となる金利指標や金融機関の行動が定まっていない中、事業会社が正しく金利指標改革の状況を理解して意見発信ができているかどうか、つまり、事業会社から適切に声を拾えているかどうか懸念がある。

以 上